函館市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）

１．目的	○　この条例は，犯罪被害者等支援に関し，基本理念を定め，市，市民および事業者の責務を明らかにするとともに，市の施策の基本となる事項を定めることにより，犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。
２．定義	○　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 ・「犯罪等」とは，犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 ・「犯罪被害者等」とは，犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。 ・「犯罪被害者等支援」とは，犯罪被害者等が，その受けた被害を回復し，または軽減し，再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。 ・「二次的被害」とは，犯罪等による直接的な被害を受けた後に，周囲の者の配慮に欠ける言動，インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷，報道機関の過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛，身体の不調，生活の平穏の侵害その他の被害をいう。 ・「再被害」とは，犯罪被害者等が，当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
３．基本理念	○　犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。 ○　犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに，犯罪被害者等が二次的被害および再被害を受けることのないよう十分配慮して行われなければならない。 ○　犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，途切れることなく行われなければならない。

	○　犯罪被害者等支援は，市，市民および事業者，北海道その他の関係機関ならびに関係団体の相互の連携および協力の下に行われなければならない。
４．市の責務	○　市は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等支援に関する施策を策定し，これを実施するものとする。
５．市民の責務	○　市民は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに，市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
６．事業者の責務	○　事業者は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに，その事業活動を行うに当たっては，市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 ○　事業者は，基本理念にのっとり，その雇用する者が犯罪被害者等となった場合は，当該者に対し，職場における必要な配慮を行うよう努めるものとする。
７．相談および情報の提供等	○　市は，犯罪被害者等が日常生活および社会生活を円滑に営むことができるようにするため，犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ，必要な情報の提供および助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。
８．経済的負担の軽減	○　市は，犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため，経済的な助成に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
９．心身に受けた影響からの回復	○　市は，犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため，その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。
10．安全の確保	○　市は，犯罪被害者等が二次的被害および再被害を受けることを防止し，その安全を確保するため，防犯に係る指導，犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

11．居住の安定	○　市は，犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため，市営住宅（函館市営住宅条例（平成９年函館市条例第２９号）第２条第１号に規定する市営住宅をいう。）への入居に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
12．雇用の安定	○　市は，犯罪被害者等の雇用の安定を図るため，犯罪被害者等が置かれている状況に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
13．市民および事業者の理解の増進	○　市は，犯罪被害者等が置かれている状況，犯罪被害者等支援の必要性等について市民および事業者の理解を深めるよう，啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
14．人材の育成	○　市は，犯罪被害者等支援を担う人材の育成を図るため，犯罪被害者等支援に従事する者の犯罪被害者等支援に関する知識の向上等に必要な施策を講ずるものとする。
15．民間支援団体の活動の促進	○　市は，民間支援団体（犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。）の活動の促進を図るため，市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
16．犯罪被害者等支援を行わないことができる場合	○　市は，犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は，犯罪被害者等支援を行わないことができる。
17．財政上の措置	○　市は，犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
18．委任	○　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
19．附則	○　この条例は，令和９年４月１日から施行する。